

第1回 安曇野市自立支援協議会 資料集

番号	項 目	ページ
資料1	令和8年度安曇野市自立支援協議会実施計画(案)	P 1 ~ 2
資料2	令和7・8年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告	P 3 ~ 4
資料3	令和7年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業報告	P 5 ~ 8
資料4	令和7年度松本圏域地域生活支援拠点等整備事業実績報告	P 9 ~ 11
資料5	令和7・8年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告	P12 ~ 15
資料6	令和8年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業実施計画	P16 ~ 18

協議事項 1

令和8年度安曇野市自立支援協議会実施計画(案)

1 趣旨

令和8年度安曇野市自立支援協議会実施計画について協議するものです。

2 内容

1) 協議会

第1回 令和8年7月2日(木)

第2回以降も障害福祉運営委員会との合同会議後に実施する。

2) 相談支援部会

【部会開催】

	日 程	内 容
第1回	4/16(木)	障害福祉計画等アンケート結果(フリートーク) 各事業所からの連絡や相談等
第2回	5/19(火)	グループスーパービジョン・モニタリング結果の検証計画案について 各事業所からの連絡や相談等
第3回	6/18(木)	部会研究事項検討(緊急時対応、短期入所について) 各事業所からの連絡や相談等
第4回	7/23(木)	学習会①:基本相談について 各事業所からの連絡や相談等
第5回	8/24(月)	学習会②:成年後見に関すること 各事業所からの連絡や相談等
第6回	10/15(木)	学習会③:グループスーパービジョン 各事業所からの連絡や相談等
第7回	11/12(木)	学習会④:就労選択支援について 各事業所からの連絡や相談等
第8回	1/14(木)	学習会⑤:災害への備え(事例検討) 各事業所からの連絡や相談等
第9回	2/18(木)	令和9年度報酬改定(案)について 各事業所からの連絡や相談等
第10回	3/11(木)	来年度の計画策定、担当者決め 各事業所からの連絡や相談等

【研究等テーマ】 短期入所受入体制に関する調査

3) こども部会

【部会開催】

	日 程	内 容
第1回	9月	学校と福祉の連携(予定)
第2回	2月	マンパワー不足への対応(予定)

4) 精神障がい者社会復帰施設等連絡会

	日 程	内 容
第 1 回	9/10(木) 13:30-15:30	精神障がい者の地域移行について(予定)
第 2 回	12/22(火) 13:30-15:30	心のサポーター養成講座(予定)

5) 就労系事業所連絡会

	日 程	内 容
第 1 回	8月	事業所の情報交換
第 2 回	1月	未定

3 その他

松本圏域関係会議参加予定者

会議体	内 容
基幹相談支援センター連絡会	基幹・総合相談支援センター職員
自立支援協議会連絡会	障がい者支援課 係長
地域移行連絡会	吉田祐樹委員(豊科病院) 障がい者支援課 精神担当職員 基幹・総合相談支援センター職員 他
強度行動障がい児者支援検討プロジェクト	基幹・総合相談支援センター職員
地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト	受託事業者 障がい者支援課職員 基幹・総合相談支援センター職員
就労選択支援プロジェクト	障がい者支援課職員

報告事項 1

令和7・8年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告

1 趣旨

前回協議会(令和8年2月26日)以降令和7・8年度各専門部会等の開催状況について報告するものです。

2 報告内容

(1)相談支援部会

部会長:平林 学(穂高悠生寮)

副部会長:海老原 晴香(相談支援センターらんぷ)

部会等開催内容

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 3月12日(木) 【参加人数:18名】	【第12回安曇野市相談支援部会】 1 新規事業所からのお願い 2 市からの連絡 3 令和8年2月26日開催「令和7年度第3回安曇野市自立支援協議会」の報告 4 来年度の部会長・副部会長の選任について 5 来年度の計画、方向性について 6 各相談支援事業所からのお知らせや相談	・令和8年度施行の医療的ケア児等在宅レスパイト事業について周知。 ・令和8年度の部会は年10回とし、学習会は年5回とする。学習会は「後見に関すること」「基本相談について」「グループスーパービジョン」「就労選択支援について」「災害への備え」に決定。
令和8年 4月16日(木) 【参加人数:26名】	【第1回安曇野市相談支援部会】 1 自己紹介 2 新規事業所からのお願い 3 市からの連絡 4 年度予定担当者の確認 5 障がいのある方の福祉に関するアンケート結果について 6 各相談支援事業所からののお知らせや相談	・年間スケジュールに沿い、内容及び担当者を確認。 ・障がいのある方の福祉に関するアンケート結果について報告。
令和8年 5月19日(火) 【参加人数:16名】	【第2回安曇野市相談支援部会】 1 新規事業所の紹介 2 市からの連絡 3 モニタリング結果の検証、事業所巡回訪問について 4 グループスーパービジョン 5 フリートーク 6 各相談支援事業所からののお知らせや相談	・1ケースを基にグループスーパービジョンを実施し、修了後にスーパーバイザー及び観察者から意見を聴取した。
令和8年 6月18日(木) 【参加人数:13名】	【第3回安曇野市相談支援部会】 1 新規事業所の紹介 2 市からの連絡 3 部会付託事項検討(緊急時対応について) 4 フリートーク 5 各相談支援事業所からののお知らせや相談	・部会の付託事項の緊急時対応について、短期入所サービスの実態を把握し、相談支援専門員による利用調整の円滑化及び地域資源の見える化を図るため、短期入所事業所を対象にアンケートを実施する。

(2)就労系事業所連絡会

開催内容

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和 8 年 2月 27 日(金) 【参加人数:16 名】	【第2回連絡会】 1 就労選択支援について 2 第1回連絡会の振り返り 3 グループワーク①(利用者支援、職員のスキルアップ) 4 グループワーク②(来年度の取り組みについて) 5 事業所 PR 冊子作製について	・架空通所者の事例を通じ、参加者の事業所ではどのように対応してくか意見交換を行った。 ・来年度連絡会で行いたいことをグループごとに話し合いを行った。

報告事項 2

令和7年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター 事業報告

1 総合的・専門的な相談支援の実施

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等総合的な相談支援を実施しました。

地域の相談支援従事者等に対する助言等支援者のサポートを行いました。

(1) 相談支援の状況

【障がい別相談件数】

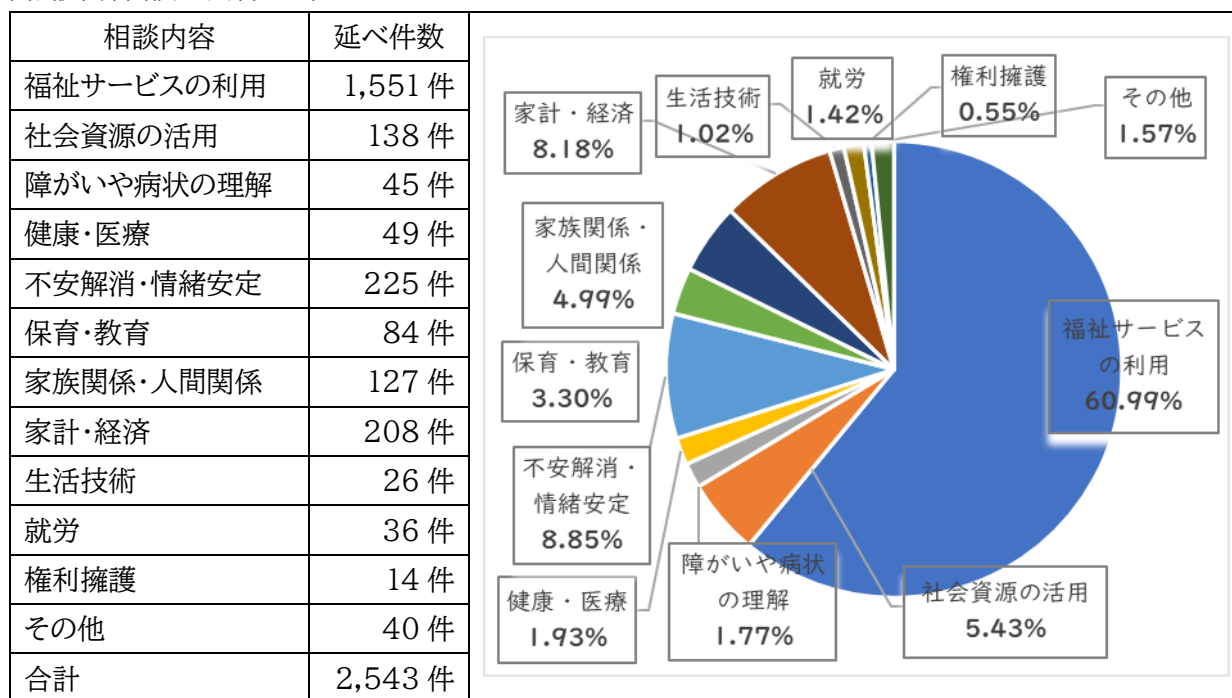
障がい種別	実人員	延べ件数
身体障がい	49 人	397 件
知的障がい	77 人	493 件
精神障がい	184 人	1,063 件
発達障がい	21 人	128 件
その他	18 人	88 件
計	349 人	2,169 件

*その他は、難病者、障がい確定の無い方

【支援方法別相談延べ件数】

方法	延べ件数
訪問	246 件
来所	208 件
電話	532 件
電子メール	70 件
個別支援会議	121 件
関係機関との連絡	992 件
計	2,169 件

(2) 相談内容(複数回答あり)



2 地域の相談支援体制の強化の取組み

(1) 地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成

ア 専門的な相談・助言等

285 回

相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が支援している困難ケースについて、関係機関と連携を取り、課題解決に向けて支援しました。

イ 人材育成支援

56 回

相談支援部会等の研修企画及び実施、事業所巡回訪問、相談支援専門員研修(初任者研修、現任研修、主任研修)等実施しました。

質が高くかつ公平・中立性の担保された相談支援を提供し、支給決定の適正化と相談支援専門員の行動変容を促すため、さらなる質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・体制強化を目的に今年度は新たにモニタリング結果の検証事業を実施しました。

(2)地域の相談機関との連携強化の取組

99 回

松本圏域における行政連絡会、圏域プロジェクト会議、基幹相談支援センター連絡会等や市庁舎内の連携会議、業務(事業)検討などを行いました。

3 地域移行・地域定着の促進の取組

(1)障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた取組

退院及び施設から地域での生活を希望している障がい者に対して支援を行いました。

(2)地域定着の促進

精神障害者にも対応した地域包括ケアの協議の場を担う精神障害者社会復帰施設等連絡会を障がい者支援課と協働し、2回開催しました。

【精神障害者社会復帰施設等連絡会】

日 時	場 所	内 容
【第1回】 9月25日(木) 13:30-15:30 【参加人数:28名】	本庁舎 大会議室	1 テーマ「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて」 (1) 圏域の取り組みについて(松本保健福祉事務所より情報提供) (2) 事例を通じたグループワーク 2 意見交換・情報交換
【第2回】 12月10日(火) 13:30-15:30 【参加人数:25名】	本庁舎 大会議室	1 テーマ「精神障がい者への金銭管理支援について」 (1) 各関係機関での取り組み (2) グループワーク 2 意見交換・情報交換

4 権利擁護・虐待防止の取組

成年後見制度の利用を含めた権利擁護相談や市の担当者とともに虐待の疑いのあるケースへの聞き取り調査等に対応しました。

5 地域づくりに向けた取組

(1)自立支援協議会の運営・協議

本年度は、障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画関係について障害福祉運営委員会と合同で会議を実施し、終了後、自立支援協議会で実施する議題を協議しました。

安曇野市自立支援協議会の事務局機能を担い地域の相談支援体制の向上を図りました。

【自立支援協議会】

日 時	場 所	内 容
【第1回】 8月3日(水) 13:30-15:30 【参加人数:13名】	豊科交流学習 センターきぼ う	合同会議 <協議事項> 1 第4期安曇野市障害者基本計画及び第7期安曇野市障害福祉計画、 第3期安曇野市障害児福祉計画の位置づけについて

		2 第8期安曇野市障害福祉計画、第4期安曇野市障害児福祉計画に係る今後の予定について 自立支援協議会 <協議事項> 1 安曇野市自立支援協議会の役員等の選出について 2 緊急時短期入所空床確保事業利用における課題の整理と今後の方向性 <報告事項> 1 令和6年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告 2 令和6年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業報告 3 令和6年度松本圏域地域生活支援拠点等整備事業実績報告 4 令和7年度安曇野市自立支援協議会事業計画 5 令和7年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業計画 6 令和7年度安曇野市自立支援協議会専門部会開催状況報告 7 令和6年度・7年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告
【第2回】 12月4日(木) 13:30-15:15 【参加人数:13名】	本庁舎 全員協議会室	合同会議のみ <協議事項> 1 第7期安曇野市障害福祉計画・第3期安曇野市障害児福祉計画の進捗状況について 2 第8期安曇野市障害福祉計画、第4期安曇野市障害児福祉計画に係るアンケート調査について 3 災害用支援バンダナのデザイン及び配布方法について
【第3回】 2月26日(木) 13:30-15:30 【参加人員: 名】	本庁舎 大会議室	合同会議 <協議事項> 1 第8期安曇野市障害福祉計画、第4期安曇野市障害児福祉計画に係るアンケート調査の進捗状況について 2 第8期安曇野市障害福祉計画、第4期安曇野市障害児福祉計画に係る今後の予定について 自立支援協議会 <協議事項> 1 地域課題の取組の流れについて 2 こども部会の構成員について <報告事項> 1 令和7年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告 2 モニタリング結果の検証実施報告 3 令和7年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告

【専門部会等】

日 時	参加人員	場 所	主な内容、課題
相談支援部会			
【第1回】 4月16日(水)	25名	本庁舎 305 会議室	顔合わせ、年度予定担当者確認 緊急時に係る事例アンケート説明(付託事項) 各事業所からの連絡や相談等
【第2回】 5月20日(火)	15名	本庁舎 305 会議室	緊急時に係る事例検討 各事業所からの連絡や相談等
【第3回】 6月12日(木)	15名	本庁舎 306 会議室	学習会①:相談支援専門員の役割について 各事業所からの連絡や相談等
【第4回】 7月24日(木)	19名	本庁舎 306 会議室	モニタリング結果の検証説明会 各事業所からの連絡や相談等
【第5回】 8月21日(木)	21名	本庁舎 306 会議室	学習会②:児童のケースについて 各事業所からの連絡や相談等
【第6回】 9月25日(木)		本庁舎 大会議室	精神障がい者社会復帰施設等連絡会と合同検討
【第7回】 10月16日(木)	20名	本庁舎 306 会議室	学習会③:虐待研修 各事業所からの連絡や相談等
【第8回】 11月13日(木)	16名	本庁舎 306 会議室	モニタリング結果の検証・ケース点検ヒアリング 緊急時に係る対応研修(付託事項) 各事業所からの連絡や相談等
【第9回】 12月18日(木)	17名	本庁舎 306 会議室	モニタリング結果の検証・ケース点検ヒアリング 緊急時に係る対応研修(付託事項) 各事業所からの連絡や相談等

【第10回】 1月15日(木)	19名	本庁舎 306会議室	学習会④:成年後見制度について 各事業所からの連絡や相談等
【第11回】 2月12日(木)	16名	本庁舎 306会議室	モニタリング結果の検証・グループスーパービジョン 各事業所からの連絡や相談等
【第12回】 3月12日(木)	18名	本庁舎 306会議室	来年度の計画策定、担当者決め 各事業所からの連絡や相談等
こども部会			
【第1回】 7月12日(金)	21名	本庁舎 大会議室	部会の構成について 医療的ケア児等支援ガイドブックについて 日頃課題となっていること(グループワーク)

その他 精神障害者等社会復帰施設等連絡会、就労支援事業所連絡会を各2回開催し、介護保険事業所連絡会訪問部会、訪問看護部会へ各1回出席しました。

(2)地域生活支援拠点等整備に関わる業務

障がいのある方やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組みづくりを行うとともに、緊急時の対応に向けて相談、台帳整備、松本圏域市村が協働実施している緊急時短期入所空床確保事業、ひとり暮らし体験事業等の利用の促進を図りました。

台帳整備事業(令和7年度末実績)	台帳整備人員	8名
空床確保事業	利用者	1名
ひとり暮らし体験事業	利用者	1名

今後の課題は、事業周知、台帳整備の促進、地域生活支援拠点等整備事業への参画事業者の増やどのような障がいがあっても利用できる事業の整備などがあげられています。課題検討は、松本圏域のプロジェクトで検討していきます。

6 医療的ケア児等コーディネート機能

(1)医療的ケア児等実態把握と支援体制の構築

把握している医療的ケア児(0～18歳)数 34名(令和7年度末現在)

7月から医療的ケア児等コーディネーターを専任化し、ひとりひとりの支援チームの構築に努めました。また、医療的ケア児等支援庁内連携担当者会議を年3回開催しました。事例検討、医療的ケア児等支援ガイドブックの作成検討、他市町村の就園に向けての体制整備の共有等を行いました。

(2)医療的ケア児等在宅レスパイト事業実施に向けての準備

令和8年度から県内初の実施となる医療的ケア児等在宅レスパイト事業の事業調整、要綱制定も実施しました。

(3)個別避難計画策定についての支援

個別避難計画は、災害対策基本法により概ね令和7年度中に策定が努力義務化されています。主担当課である福祉課とともに個別避難計画策定のためのマニュアル整備を行い、相談支援専門員等へ委託し計画策定をはじめました。

また、各地で起こる災害は、医療的ケアを必要とする方々の大きな不安であり、行政の役割、策定のための専門職の関与等、庁内での打ち合わせ会議への参画、に加え訪問支援を行いました。

7 その他

ア 情報発信に向けた取組

安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センターのパンフレットの作成・配布を行いました。また、新規事業所や毎月グループホームの空き情報を収集し、相談支援事業所等へ情報提供を行いました。

令和7年度松本圏域地域生活支援拠点等整備事業 実績報告

地域生活支援拠点等事業とは、障がいのある方やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組み

地域生活支援拠点の役割と機能

相談支援の充実

「台帳登録・休日夜間緊急時相談対応」



基幹・総合相談支援センター



地域の体制づくり

専門的人材の確保・育成

「研修会の実施」

体験の機会の提供

「ひとり暮らし体験事業」



緊急対応の強化

「緊急時短期入所空床確保事業」¹

I 相談支援の充実

支援の流れ

1 台帳の作成

相談員が訪問し、親なき後や緊急時の対応に活用する台帳を作成

2 緊急時の対応

緊急的な対応が必要な場合、相談員が対応します。

3 支援方法の決定

今後の生活についてご本人やご家族の意向に沿った支援方針を話し合います。

4 支援の継続

話あった支援方針に基づき、関係者が見守り支援をします。

令和7年度実績

基幹・総合



障がい者基幹・総合 相談支援センター 直営設置

【体制】

センター長（課長兼務）
係長（保健師）
相談支援専門員（社会福祉士）
社会福祉主事
医療的ケア児等コーディネーター

【設置場所】

穂高健康支援センター内

台帳整備

療育手帳AⅠ所持者のうち
サービス利用のない方を抽出
⇒令和6年度整備者の再確認
及び利用希望の方を訪問し
台帳を整備 8名



2 緊急対応の強化 (緊急時短期入所空床確保事業)



事業概要

介護者の急病等により、在宅生活が困難になった場合のために、短期入所が利用できるよう圏域で1床空床を確保しています。

対象者

- 1 18歳以上の障がいのある方
- 2 サービス等利用計画未作成の方
- 3 福祉型短期入所施設利用可能な方
- 4 その他、市村が認めた方

自己負担

食費などの実費

令和7年度実績

【利用者】 実人員3名(延べ4名)

内、安曇野市の方1名

【委託法人】

社会福祉法人 中信社会福祉協議会
社会福祉法人 信濃友愛会
社会福祉法人 りんどう信濃会
社会福祉法人 誠心福祉協会
NPO法人 グループホーム夢ハウス
城山の会

【今後の課題】

- ・利用者の台帳整備が圏域的に進んでいないため、利用者の状況がわからないままの利用となる
- ・医療的ケアが必要な方、強度行動障がいの方の支援体制整備が必要

3

3 体験の機会の提供 (ひとり暮らし体験事業)



令和7年度実績

事業概要

親元から離れて暮らす場の検討や入所施設・病院から地域移行のため、15日を上限にアパートでひとり暮らしの体験ができます。

対象者

(18歳以上)

- 1 入院が継続している方
- 2 障害者支援施設に入所している方
- 3 現在、家族と同居している方
- 4 その他、市村が認めた方

対象者

水光熱費、食費、備品使用料等)

【利用者】 (実人員)

見学者 3名

体験者 6名 ⇒ 内、安曇野市の方1名

【事業課題等】

- ①この事業により将来の準備をしたいというニーズがある。
- ②圏域外の方が、圏域内に居住したいため利用希望がある。
- ③現在の場所は3階でエレベーターなしであるため車いすユーザーは利用困難
- ④見学のみでも「家族同居の自宅でも生活力をつける取組が可能である」気づきに繋がる。
- ⑤利用目的を明確に持っている方は、体験時の気づきも多く、目標に向かった動きにつながっていく傾向が強い。
- ⑥暮らす場所や暮らし方を模索している方は、体験事業の利用だけでは課題の気づきが乏しく、結果、支援者の実働を伴うアセスメントの場となっている。

【委託法人】

特定非営利活動法人ハートラインまつもと

4 専門的人材の確保・育成

事業概要

専門的人材の確保や養成のための研修会や関係機関の連絡会を開催し、様々な障がいニーズに応じたサービスが提供できる体制づくりを目指します。



令和7年度実績

(1) モニタリング結果の検証事業

相談支援専門員個別ケース点検（10件）及びグループスーパービジョン（1回）事業所巡回相談

(2) 長野県相談支援従事者研修への協力

相談支援専門員初任者研修
集合研修 ファシリテーション
実地研修（インターバル実習）
サービス等利用計画作成
及び社会資源調べに関する
スーパーバイズ

相談支援専門員現任者研修
個別研修 個別事例におけるスーパー
ビジョン体験
集合研修 地域自立支援協議会への
参加体験と協議会説明

5

5 地域の体制づくり

事業概要

多くの支援者が連携し、地域で切れ目のない支援が円滑に行えるような仕組みづくりをします。



令和7年度実績

以下の会議等に出席し、地域の障がい者支援に係る仕組みづくりを検討しました。

(1) 安曇野市自立支援協議会の開催

(2) 市内障害福祉事業者連絡会の開催

(3) 松本障害保健福祉圏域における連絡会議

- ・自立支援協議会連絡会
- ・基幹相談支援センター連絡会
- ・地域生活支援拠点等プロジェクト
- ・強度行動障がいプロジェクト
- ・地域移行プロジェクト準備会
- ・就労選択支援プロジェクト

(4) 長野県自立支援協議会関係

- ・相談支援機能強化会議
- ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会

6

報告事項 4

令和7・8年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告

1 趣旨

令和7年度第3回安曇野市自立支援協議会以降令和8年度第1回安曇野市自立支援協議会までに開催された松本障害保健福祉圏域関係会議の開催状況について報告するものです。

2 報告内容

(1)基幹相談センター連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 3月18日 (水)	令和7年度 第5回連絡会 (1)基幹相談支援センターの状況 (2)地域自立支援協議会の状況 (3)協議事項 ・地域移行プロジェクトのあり方について ・空床確保事業利用者の振り返り ・台帳登録の方法と進捗 (4)その他 ・県自立支援協議会・委員等輪番表の共有 ・安曇野市医療的ケア児等在宅レスパイト事業について	・ホームページの作成、モニタリング結果検証等における情報共有を行った。 ・地域移行は継続課題として令和8年度は連絡会として継続していきたい。 ・強度行動障がいの方の受け入れについて難しさがあり、人材や環境の整備、対応スキル等大きな課題があった。その中でも新たなアセスメントも得られた。 ・サービス利用者の利用もあった。 ・療育手帳 A1の方が終了した後精神保健福祉手帳1級の方の台帳登録希望となることの確認を行う。 ・県自立支援協議会委員の塩尻市から選出方法について県に確認してもらい共有する。
令和8年 5月11日 (木)	令和7年度 第1回連絡会 (1)各基幹センターの状況 (2)地域自立支援協議会の状況 (3)協議事項 ・地域生活支援拠点等整備事業について	・運営体制、人材育成、機能強化について共有する。 ・松本市、安曇野市、朝日・塩尻・山形地域から専門部会活動、連絡会活動について共有。 ・筑北3村からは行政の職員が部会長となり専門部会を開催する報告がされた。 ・令和8年度の事業者との契約について共有。今年度は令和9年度からの委託方法等振り返りを中心に行うこととなる。 ・重層的支援体制整備事業や拠点型へ変更の可能性も今後協議するのはいかがか。

	・計画相談をつなぐ調整の主体について	・多くの市村は、利用者が「自分で探す」スタイル。 ・安曇野市は初回作成時には行政若しくは基幹センターが調整し、セルフプランは0件。 ・計画相談事業所の変更は、利用者が探す。
--	--------------------	--

(2)令和8年度松本圏域自立支援協議会連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 5月 19 日 (火)	令和8年度 第1回連絡会 《協議事項》 1 会則の変更 2 プロジェクト立ち上げ時の流れ及び付託事項の扱いについて 《報告事項》 1 各プロジェクトからの報告・情報共有 2 県自立支援協議会部会に関する報告・情報共有	・会則にはプロジェクトの設置については記載されているが、集中的に協議を行う者ではない圏域会議について連絡会を設置することになる。 ・前年度の就労選択支援プロジェクトの立ち上げ時を参考とする。 ・当日までに実施したプロジェクトの活動内容、令和8年度の方向性を確認し、連絡会又は連絡会として活動することを決定した。 【地域移行連絡会】 協議の場として連絡会を活用したいと保健所からの提案があり、8月実施予定。 【強度行動障がい児者支援検討プロジェクト】 やさしいマップづくりと入所支援施設座談会を令和8年度実施する。 3か年計画(案)が提出され予算確保に役立てて欲しい旨提案される。 【地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト】 令和9年度からの緊急時空床確保時事業委託についての喫緊の検討を実施する。 【就労選択支援連絡会】 令和8年度から実施する、支援学校生の対応の振返りを行う連絡会を開催する。 ・各部会からの報告を受ける。 ・県自立支援協議会部会への選出基準について確認し、輪番表に基づいて対応していくこととなる。

(3)松本圏域地域移行プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 3月12日 (木)	令和7年度 第4回プロジェクト (1)今年度のまとめ	・付託事項としていた「精神科病院への実態調査」「地域移行リーフレット」「関係機関と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の土台づくり」についてそれぞれまとめを行い、地域自立支援協議会での取り組み内容について情報交換する機会を継続していくこととした。

(4)松本圏域強度行動障がい児者支援検討プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 2月19日 (木)	令和7年度 第4回プロジェクト (1)「やさしいマップづくり」について資料確認 (2)座談会(懇談会)の開催に向けた検討 (3)令和8年度の取組みについて	・やさしいマップ作りの協力依頼を 2/20～3/19 まで行った。
令和8年 4月28日 (火)	令和8年度 第1回プロジェクト (1)「やさしいマップづくり」について (2)令和8年度の取組について (3)リーダー、サブリーダーについて	・やさしいマップづくりの進捗状況について確認(23 件の登録あり) ・入所支援施設座談会を開催するため趣旨説明を対象事業所へ訪問し実施することを確認した。 ・リーダー 山形村社協 田中事務局長 サブリーダー 松本市 西田係長 朝日村 坂口補佐

(5)松本圏域地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 2月18日 (水)	令和7年度 第5回コアメンバー会議 (1)第3回プロジェクト会議の進め方についての協議	・前回会議を集約した課題整理シートを用意し、グループ討議を行う。
令和8年 3月10日 (火)	令和7年度 第3回担当者会議 (1)付託事項の協議 (2)その他	・課題抽出された内容について課題整理シートにより協議を行う。根本的な事業の見直しや市民、事業者、行政全員参加でなくては事業実施は難しいことを確認する。
令和8年 4月3日(金)	令和8年度 第1回会議 (1)令和7年度の緊急時空床確保事業利用者の振返り (2)令和8年度空床確保事業委託先 (3)拠点整備事業の今後の方向性について	・受託事業者(幸泉園)からの受託辞退に関する申出に対する対応を協議する。

令和8年 5月1日 (金)	令和8年度 第1回コアメンバー会議 (1)第1回担当者会議の開催打ち合わせ	・4/3から対応について情報共有し、第1回担当者会議の進め方について協議する。
令和8年 5月14日 (木)	令和8年度 第1回担当者会議 (1)令和7年度実績事業報告等について (2)緊急時空床確保事業について (3)地域生活支援拠点整備事業検討プロジェクトコアメンバー会議について (4)その他	・5年間事業実施の中で評価が課題 ・辞退申出のあった(福)幸泉園の契約終了について了承され、その担当月を(福)中信社会福祉協会が担当する。(変更契約日:令和8年6月1日) ・空床確保事業の令和9年度からの在り方については早急に検討が必要となり、コアメンバーで素案を作成し担当者等へ了承を得ていくこととなる。 ・契約の事務手続きも検討して欲しいなどの要望が出される。

(6)松本圏域地域就労選択支援プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 2月26日 (木)	令和7年度 第8回プロジェクト会議 (1)学習会の振返り (2)今後のプロジェクトの在り方について	・プロジェクトは令和7年度で終了し、令和8年度より連絡会へと形態を移行する。

報告事項 5

令和8年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業計画

1 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センターの設置目的

障害者総合支援法(令和6年4月施行) 第77条の2に基づき、安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター(以下、「センター」という。)を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に係る事業及び業務を総合的に行い、障がい者等の自立を支援することを設置目的とします。

2 センターの運営方法、設置場所及び人員体制

1)運営方法及び設置場所

安曇野市福祉部障がい者支援課がセンター業務を実施します。なお、他関係機関(保健・療育等)との連携体制を強化するため、以下を設置場所とします。

名 称 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター

所 在 地 安曇野市穂高9181番地 穂高健康支援センター内

開設時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日、年末年始を除く)

電 話 0263-82-5988

2)人員体制

障がい者支援課長がセンター長となり、障がい者支援課支援給付担当の専門職等専従職員を配置します。

センター長	1名(障がい者支援課長兼務)	
保健師・精神保健福祉士	1名(係長)	
社会福祉士(相談支援専門員)	1名	
相談支援員	1名	
医療的ケア児等コーディネーター	1名(会計年度任用職員)	合計 5名(4名常勤)

3 事業目的

- 1) 障がい者総合支援法第77条の2に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次のア～エの事業を実施します。

ア 地域生活支援事業に関する業務(障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業)

イ 3障害に対する情報提供、助言・指導に関する業務(基本相談)

ウ 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務

エ 協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

- 2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に則り、医療的ケア児等を取り巻く課題の解決に向けて、病院、学校、こども園、サービス事業所等と連携を取り支援の利用を調整し、支援のための地域づくりを行います。

4 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業目標

多様性を認め合い、安心して地域で生活できる共生のまちづくりを目指し、地域全体での相談支援体制を構築する取り組みを行います。

5 具体的な業務内容

1) 総合的・専門的な相談支援の実施

ア 総合的な相談支援

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等の必要なサービスや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うワンストップ機能を担います。

イ 専門的な相談支援

社会福祉士、保健師等専門的支援を必要とするケースへの対応を行い、質の高い相談支援を行います。また、地域の相談支援従事者等に対する助言等の支援者へのサポートを行います。

2) 地域の相談支援体制の強化の取組

ア 地域の相談支援事業者などに対する専門的指導・助言及び人材育成

困難事例への対応、相談支援の質の向上、公正・中立性を高めるため昨年度から実施しているモニタリング結果検証を実施し、地域全体の「支援力」の底上げをします。

イ 地域の相談機関との連携強化

関係機関等との連携のための取組の実施及び後方支援を行います。

3) 権利擁護・虐待防止の取組

ア 権利の擁護のために必要な支援の促進

虐待通報の受理及び解決に向かうための支援、成年後見制度等活用支援、消費者被害等の防止・対応等問題の解決に努めます。

イ 権利擁護に関する啓発

4) 地域づくりに向けた取組

ア 自立支援協議会活動の推進に関する業務

安曇野市自立支援協議会の事務局機能を担います。協議会は、地域の関係機関等に情報の提供、意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じ、個別の支援に係る課題に基づく地域連携の緊密化を促進します。

令和8年度は、安曇野市障害福祉運営委員会と統合の検討を行い安曇野市の障がい福祉に関する協議の場の一本化を図ります。また、関係機関等から抽出された地域課題の協議に向けて運営調整会議を実施し、早期解決への検討体制を構築します。

イ 地域生活支援拠点等整備に関わる業務

親なき後を見据え、安心して地域で暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みである地域生活支援拠点等体制整備事業を松本圏域(3市8村)で進めていきます。(松本圏域地域生活支援拠点等実施要綱、松本圏域空床確保事業、松本圏域ひとり暮らし体験事業等)

5) 医療的ケア児等コーディネート機能(医療的ケア児等総合支援事業)

ア 医療的ケア児等の支援体制の構築

専任の医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置し、支援に関わる関係機関との連携、医療的ケア児等の支援に関わるコーディネートを行い、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ります。

また、医療的ケア児への適切な支援のための協議の場として、令和7年に設置した安曇野市医療的ケア児等支援庁内連携担当者会議を定期的で開催します。

イ 個別避難計画策定支援

ウ 医療的ケア児等在宅レスパイト事業の実施

令和8年度から新規事業として実施する医療的ケア児等在宅レスパイト事業の申請窓口となり、事業全体の進捗状況管理、評価を行っていきます。

6) その他

ア 情報発信に向けた取組

センターの業務を周知し、役割、活動状況など障がい者及び障害福祉関係団体等に情報発信を行います。

6 個人情報の保護

センターが有する障がい者などの情報が、業務に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、安曇野市個人情報保護法施行条例(令和4年12月27日条例第32号)等に基づき、個人情報の保護に留意します。

なお、障害福祉事業者等に個人情報を提供する時は事前に同意を得ます。

7 公正・中立性の確保

市の障がい福祉行政を担う公的な機関として、障がいのある方やその家族の相談支援において、人権、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応します。また、サービス事業所等の紹介にあたっては、障がい者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業所に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。